第11号議案

滋賀県特別支援教育支援委員会委員の任免について

滋賀県特別支援教育支援委員会委員を次のとおり任免する。

令和5年5月 16日

滋賀県教育委員会

（1）　新たに任命する者

委員の区分	氏　　名	所　属　等	職　名
教育機関の職員	井 尻 正 志（いじり まさし）	特別支援学校教職員（知的障害・肢体不自由）　県立野洲養護学校長	校　長
	池 下 克 美（いけした かつみ）	特別支援学校教職員（知的障害） 県立北大津高等養護学校長	校　長
	細 谷 亜 紀 子（ほそや あきこ）	県特別支援教育研究会会長 野洲市立野洲小学校長	校　長
	田 中 俊 夫（たなか としお）	県立高等学校教職員 県立信楽高等学校長	校　長

（2）　今回解任する者

委員の区分	氏　　名	旧　所　属　等	旧職名
教育機関の職員	安 部 法 子（あべ のりこ）	特別支援学校教職員（病弱） 県立守山養護学校校長	校　長
	北 川 幹 芳（きたがわ みきよし）	特別支援学校教職員（知的障害） 県立愛知高等養護学校長	校　長
	野 﨑 典 子（のざき のりこ）	県特別支援教育研究会会長 東近江市立蒲生西小学校長	校　長
	恒 川 真 一（つねかわ しんいち）	県立高等学校教職員 県立信楽高等学校長	校　長

令和5年(2023年)5月16日
5 月 定 例 教 育 委 員 会
第11号 議 案 関 係 資 料

滋賀県特別支援教育支援委員会 新委員名簿

区　分	氏　名	所　属　等
医　師	ウ ノ マサ アキ 宇 野 正 章	滋賀県医師会:小児科医
	ウエノヤマ カズ ヒロ 上ノ山 一 寛	滋賀県医師会:精神科医
	フク ダ セイ ゴ 福 田 正 悟	滋賀県医師会:学校医
学識経験者	シラ イシ エ リ コ 白 石 恵理子	滋賀大学教育学部教授
	イソ ベ ミ ヤ コ 礒 部 美也子	奈良大学社会学部教授
	サクラ イ ヤ ヨイ 桜 井 弥 生	滋賀県発達障害者支援センター職員 (滋賀県発達障害者支援センター副所長)
教育機関の職員	フク ダ タテ オ 福 田 建 夫	特別支援学校教職員:視覚障害 (県立盲学校長)
	フク イ ア ユ ミ 福 井 亜由美	特別支援学校教職員:病弱 (県立守山養護学校長)
	イ ジリ マサ シ 井 尻 正 志	特別支援学校教職員:知的障害・肢体不自由 (県立野洲養護学校長)
	ヤマ ダ タカ シ 山 田 貴 司	特別支援学校教職員:聴覚障害 (県立聾話学校長)
	イケ シタ カツ ミ 池 下 克 美	特別支援学校教職員:知的障害 (県立北大津高等養護学校長)
	ホソ ヤ ア キ コ 細 谷 亜 紀 子	県特別支援教育研究会会長 (野洲市立野洲小学校長)
	トウ ジョウ カズ ノリ 東 條 和 徳	特別支援学級設置校教職員 (県特別支援学級・通級指導教室設置校長会長)
	キク チ ハル コ 菊 池 晴 子	特別支援学級等担当教員 (大津市立膳所小学校通級指導教室担当教諭)
	フカ イ チ エ 深 井 千 恵	幼稚園等教職員 (近江八幡市立金田幼稚園長)
	タ ナカ トシ オ 田 中 俊 夫	県立高等学校教職員 (県立信楽高等学校長)
	サカイ ソノ コ 境 園 子	県総合教育センター職員 (特別支援教育係長)
県の職員	ハセ ガワ タカ ヤ 長谷川 貴 也	県健康医療福祉部障害福祉課長
	ニシ ムラ ミノル 西 村 実	県中央子ども家庭相談センター所長
	タ ナベ ヨシ ユキ 田 辺 善 行	県彦根子ども家庭相談センター所長

(任期:令和4年6月22日～令和6年6月21日)

新　旧　対　照　表

滋賀県特別支援教育支援委員会委員

区分	旧 氏名	旧 所属等	新 氏名	新 所属等
医師	宇野 正章（ウノ マサアキ）	滋賀県医師会:小児科医	同左	
	上ノ山 一寛（ウエノヤマ カズヒロ）	滋賀県医師会:精神科医	同左	
	福田 正悟（フクタ セイゴ）	滋賀県医師会:学校医	同左	
学識経験者	白石 恵理子（シライシ エリコ）	滋賀大学教育学部教授	同左	
	礒部 美也子（イソベ ミヤコ）	奈良大学社会学部教授	同左	
	桜井 弥生（サクライ ヤヨイ）	滋賀県発達障害者支援センター　副所長	同左	
関係教育機関の職員	福田 建夫（フクダ タケオ）	特別支援学校教職員（視覚障害）　県立盲学校長	同左	特別支援学校教職員（視覚障害）　県立盲学校長
	安部 法子（アベ ノリコ）	特別支援学校教職員（病弱）　県立守山養護学校長	福井 亜由美（フクイ アユミ）	特別支援学校教職員（病弱）　県立守山養護学校長
	福井 亜由美（フクイ アユミ）	特別支援学校教職員（知的障害・肢体不自由）　県立北大津養護学校長	井尻 正志（イジリ マサシ）	特別支援学校教職員：知的障害・肢体不自由　県立野洲養護学校長
	山田 貴司（ヤマダ タカシ）	特別支援学校教職員（聴覚障害）　県立聾話学校長	同左	特別支援学校教職員（聴覚障害）　県立聾話学校長
	北川 幹芳（キタガワ ミキヨシ）	特別支援学校教職員（知的障害）　県立愛知高等養護学校長	池下 克美（イケシタ カツミ）	特別支援学校教職員（知的障害）　県立北大津高等養護学校長
	野﨑 典子（ノザキ ノリコ）	県特別支援教育研究会会長　東近江市市立蒲生西小学校長	細谷 亜紀子（ホソヤ アキコ）	県特別支援教育研究会会長　野洲市立野洲小学校長
	東條 和徳（トウジョウ カズノリ）	特別支援学級設置校教職員　県特別支援学級・通級指導教室設置校長会会長	同左	特別支援学級設置校教職員　県特別支援学級・通級指導教室設置校長会会長
	菊池 晴子（キクチ ハルコ）	特別支援学級等担当教員　大津市立膳所小学校通級指導教室担当教諭	同左	特別支援学級等担当教員　大津市立膳所小学校通級指導教室担当教諭
	深井 千恵（フカイ チエ）	幼稚園等教職員　（滋賀県国公立幼稚園会長）近江八幡市立八幡幼稚園長	同左	幼稚園等教職員　近江八幡市立金田幼稚園長
	恒川 眞一（ツネカワ シンイチ）	県立高等学校教職員　県立信楽高等学校長	田中 俊夫（タナカ トシオ）	県立高等学校教職員　県立信楽高等学校長
	境 園子（サカイ ソノコ）	県総合教育センター職員　特別支援教育係長	同左	県総合教育センター職員　特別支援教育係長
関係行政機関の職員	長谷川 貴也（ハセガワ タカヤ）	県健康医療福祉部障害福祉課長	同左	県健康医療福祉部障害福祉課長
	西村 実（ニシムラ ミノル）	県中央子ども家庭相談センター所長	同左	県中央子ども家庭相談センター所長
	田辺 善行（タナベ ヨシユキ）	県彦根子ども家庭相談センター所長	同左	県彦根子ども家庭相談センター所長

滋賀県附属機関設置条例

資料１

平成 25 年滋賀県条例第 53 号

（趣旨）

第１条　この条例は、法律もしくはこれに基づく政令または他の条例に定めるもののほか、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項および第 202 条の３第１項の規定に基づき、県の設置する執行機関の附属機関について必要な事項を定めるものとする。

（設置等）

第２条　執行機関の附属機関として、別表に掲げる機関を置き、その担任する事務ならびに委員の数、構成および任期は、同表に定めるとおりとする。

２　委員は、執行機関（別表第３項に掲げる附属機関にあっては知事）が任命する。

３　別表の規定にかかわらず、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

４　委員は、再任されることを妨げない。

５　委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（専門委員等）

第３条　附属機関に、執行機関が定めるところにより、専門委員その他の臨時の委員を置くことができる。

（部会等）

第４条　附属機関は、執行機関が定めるところにより、部会その他の合議制の組織を置くことができる。

（委任）

第５条　この条例に定めるもののほか、附属機関の組織、運営その他必要な事項は、規則または教育委員会規則で定める。

付　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（滋賀県基本構想審議会条例等の廃止）

２　次に掲げる条例は、廃止する。

(1)滋賀県特別職報酬等審議会設置条例（昭和 39 年滋賀県条例第 59 号）
(2)滋賀県公有財産審議会設置条例（昭和 50 年滋賀県条例第 32 号）
(3)滋賀県基本構想審議会条例（昭和 59 年滋賀県条例第 37 号）
(4)滋賀県琵琶湖水政審議会設置条例（昭和 35 年滋賀県条例第４号）
(5)滋賀県高齢化対策審議会設置条例（昭和 61 年滋賀県条例第 12 号）
(6)滋賀県青少年問題協議会条例（昭和 28 年滋賀県条例第 28 号）
(7)滋賀県大規模小売店舗立地審議会条例（平成 12 年滋賀県条例第 120 号）
(8)滋賀県観光事業審議会条例（昭和 29 年滋賀県条例第 60 号）

（経過措置）

３　前項の規定による廃止前のそれぞれの条例の規定による附属機関およびその委員その他の構成員は、この条例の規定による相当の附属機関およびその委員その他の構成員となり、同一性をもって存続するものとする。この条例の施行の際知事または教育委員会が定めるところにより置かれている委員会その他の合議制の機関およびその委員その他の構成員についても、同様とする。

４　前項の規定により別表第１項の表の滋賀県観光事業審議会の委員となった者の任期は、同表の規定にかかわらず、平成 26 年３月 31 日までとする。

５　付則第２項の規定による廃止前のそれぞれの条例の規定による附属機関に係る諮問、答申その他の行為は、この条例の規定による相当の附属機関に係る諮問、答申その他の行為とみなす。付則第３項後段に規定する委員会その他の合議制の機関に係る諮問、答申その他の行為についても、同様とする。

（　省　略　）

別表（第２条関係）

１　知事の附属機関

（　省　略　）

２　教育委員会の附属機関

名称	担任する事務	委員の数	委員の構成	委員の任期
滋賀県特別支援教育支援委員会	教育委員会の諮問に応じて教育上特別の支援を必要とする障害のある幼児、児童および生徒の教育支援に関する事項について調査審議すること。	20人以内	（１）　医師 （２）　学識経験を有する者 （３）　教育機関の職員 （４）　県の職員	２年

（　省　略　）

３　知事および教育委員会の附属機関

（　省　略　）

資料２

○滋賀県特別支援教育支援委員会規則

昭和50年４月28日滋賀県教育委員会規則第10号
改正　昭和58年９月30日教育委員会規則第15号
平成17年１月１日教育委員会規則第１号
平成18年12月28日教育委員会規則第11号
平成20年３月28日教育委員会規則第１号
平成20年３月31日教育委員会規則第６号
平成24年６月６日教育委員会規則第３号
平成25年７月５日教育委員会規則第13号
平成29年３月31日教育委員会規則第１号
平成30年３月30日教育委員会規則第３号

（趣旨）

第１条　この規則は、滋賀県附属機関設置条例（平成25年滋賀県条例第53号）第５条の規定に基づき、滋賀県特別支援教育支援委員会（以下「委員会」という。）の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会長および副会長）

第２条　委員会に、会長および副会長各１人を置く。

２　会長および副会長は、委員の互選によつて定める。

３　会長は、委員会を代表し、会務を掌理する。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第３条　委員会の会議は、会長が招集する。

２　会長は、会議の議長となる。

３　委員会は、委員の２分の１以上が出席しなければ会議を開くことができない。

４　委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（専門部会）

第４条　委員会は、必要に応じ、その専門的業務をつかさどるため、専門部会を置くことができる。

（調査員）

第５条　委員会は、必要に応じ、専門の事項を調査するため、調査員を置くことができる。

２　調査員は、県教育委員会が任命する。
３　調査員は、当該専門の事項の調査が終了したときは、解任されるものとする。

（庶務）

第６条　委員会の庶務は、県教育委員会事務局特別支援教育課において処理する。

（委任）

第７条　この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、会長が委員会に諮つて定める。

付　則

１　この規則は、公布の日から施行する。
２　昭和 58 年９月 30 日において現に委員の職にある者の任期は、第４条第２項の規定にかかわらず、昭和 59 年３月 31 日までとする。

付　則（昭和 58 年教委規則第 15 号）

この規則は、公布の日から施行する。

付　則（平成 17 年教委規則第１号）

この規則は、公布の日から施行する。

付　則（平成 18 年教委規則第 11 号）

この規則は、平成 19 年４月１日から施行する。

付　則（平成 20 年教委規則第１号）

この規則は、平成 20 年４月１日から施行する。

付　則（平成 20 年教委規則第６号）

この規則は、平成 20 年４月１日から施行する。

付　則（平成 24 年教委規則第３号）

この規則は、公布の日から施行する。

付　則（平成 25 年教委規則第 13 号）

この規則は、公布の日から施行する。

付　則（平成 29 年教委規則第１号）

この規則は、平成 29 年４月１日から施行する。

付　則（平成 30 年教委規則第３号）

この規則は、平成 30 年４月１日から施行する。

資料３

○滋賀県特別支援教育支援委員会の委員および調査員に係る取扱いについて

（平成30年５月10日　教育長決裁）

（趣旨）

1　この取扱いは、滋賀県附属機関設置条例（平成25年滋賀県条例第53号）別表第２教育委員会の附属機関の表に掲げる滋賀県特別支援教育支援委員会（以下「委員会」という。）の委員ならびに滋賀県特別支援教育支援委員会規則（昭和50年滋賀県教育委員会規則第10号。以下「規則」という。）第５条の規定に基づく調査員の任命に関し、必要な事項を定めるものとする。

（委員）

2　滋賀県附属機関設置条例（平成25年滋賀県条例第53号）別表２教育委員会の附属機関の表に掲げる滋賀県特別支援教育支援委員会（以下「委員会」という。）の委員の構成は、次のとおりとする。

（１）医師（３人以内）

小児（内）科医、精神科医もしくは小児神経科医または学校医

（２）学識経験者（３人以内）

障害児の心理・教育に専門的見識を有する大学教員、研究所員もしくは施設職員またはこれらの職の経験者

（３）関係教育機関の職員（11人以内）

県立特別支援学校教職員、県特別支援教育研究会長、特別支援学級設置校教職員、特別支援学級等担当教員、幼稚園等教職員、県立高等学校教職員および県総合教育センター職員

（４）関係行政機関の職員（３人以内）

県障害福祉課（関係機関を含む。）職員または県子ども家庭相談センター職員

（調査員）

3　規則第５条に規定する調査員は、委員会で調査審議する事項について、委員とは別に、専門的知見を有すると認められる者の中から県教育委員会が任命するものとする。

（その他）

4　この取扱いは、平成30年５月10日から適用する。

資料４

〇滋賀県特別支援教育支援委員会運営要項

（平成30年７月13日制定）

（趣旨）

第１条　この要項は、滋賀県特別支援教育支援委員会規則（昭和50年滋賀県教育委員会規則第10号。以下「規則」という。）第７条に基づき、その運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（専門部会）

第２条　規則第４条に規定する専門部会は、必要に応じ、会長が委員会に諮って、調査審議すべき事項に応じた専門部会を置くこととし、その所属委員は、委員の中から会長が指名する。

（会議）

第３条　委員会および専門部会の会議（以下「会議」という。）の開催は、次のとおりとする。

（１）委員会
　　会長が必要と認めるとき。

（２）専門部会
　　会長が必要と認めるとき。

２　会長は、会議を招集しようとするときは、委員に対し、あらかじめ日時、場所、議題その他必要な事項を通知するものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のあるときは、この限りではない。

３　会長は、特に必要があると認めるときは、委員にあらかじめ通知した上で、文書その他の方法による調査審議を行うことができる。この場合において、会長はその結果を次の会議に報告しなければならない。

４　会長は、特に必要があると認めるときは、専門的知識を有する者に対し、会議に出席を求めることができる。

（会議の公開等）

第４条　会議は、滋賀県情報公開条例（平成12年滋賀県条例第113号）第６条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項を審議する場合および会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる場合を除いて、公開するものとする。

２　会議の公開または非公開の決定は、会長が会議に諮って行うものとする。

３　会議を公開する場合は、会議の傍聴および議事録の公開により行うものとし、必要な手続きは、会長が委員会に諮って別に定めるものとする。

（その他）

第５条　委員会の運営に関し、その他必要な事項は、会長が委員会に諮って定めるものとする。

付則

１　この要項は、平成30年７月13日から施行する。

２　この要項の施行に伴い、滋賀県就学指導委員会運営要項（昭和50年４月28日制定）は廃止する。